

3年間で振り返って

佐藤 岩夫

2014年5月から3年間、本学会の理事長を務めました。この間、理事・監事の皆さん、学会事務局の皆さん、そして何より多くの会員の皆さんに支えられて、何とか理事長としての責務を果たすことができました。初めての試みかどうかはわかりませんが、理事会において、期首に学会の当面の課題を整理し、期末にその達成の状況と残した課題を報告する試みも行いました。本来であれば会員の皆さんにこそ報告すべきであったことかもしれず、この場をお借りしてその一端をご報告したいと思います。

学会の事業としては、前期の学会財政改革の成果を慎重に見極めるため予算措置が必要な新規事業は謙抑しましたが、幸い、学会財政は安定し、ある程度の余裕も生まれてきているように思います。今年5月に一連の学会創設70周年記念事業を行うことができたのも、その見通しがついたからですが、次期においては学会の発展のためさらに積極的な活動をしてほしいと願っています。

また、女性会員や若手会員が活動しやすい環境の整備にも留意しました。女性研究者については、今年1月に、日本学術会議の主催で、人文・社会科学系学会における男女共同参画の現状と課題を探るシンポジウムが開催され、私が本学会の取り組みを紹介する機会がありましたが、ハラスメント防止宣言、定期的なアンケートの実施、推薦理事・監事の決定におけるジェンダー・バランスの考慮、学術大会における女性ランチョンセミナーの開催やジェンダー関係の企画など、人文・社会科学系の学会の中でも比較的先進的な取り組みをしているとの印象を抱きました。もちろん、これで十分ということではなく、一層の取り組みが必要です。他方、若手会員の支援については、課題を残しました。本学会では大会前日に若手ワークショップが開催されますが、世話人の尽力にもかかわらず参加者が伸び悩んでいるようです。この点については3年間の間に学会としてももう少し何かできたのではないかと反省があります。若手会員が、出身大学や所属、あるいは各自の関心や方法の枠を超えて学問的な交流を行うことは大変有意義なことであり、今後、大会日程とは別の機会を設ける可能性なども含め、学会として引き続き若手会員の研究活動と交流への支援がなされることを願います。

さて、法社会学研究のあり方を考える上では、毎年、意欲的な企画委員会企画や会員の多彩な報告・ミニシンポジウムが重要ですが、やはり今年5月の学会創設70周年記念シンポジウムの成果にも刺激を受けました。シンポジウム当日に理事長挨拶として述べたことは学会誌に掲載される予定ですので、ここでは一言だけ感想を申し上げるにとどめます。

本学会は、創設以来、法の社会科学研究に関心を持つ研究者の共通の議論の場を形成する役割を担ってきました。法社会学を専門とする研究者だけでなく、一方で、法の社会科学研究に関心を持つ実定法学者や実務家、他方で、社会学や心理学・経済学等を専攻する社会学者で法に関心を持つ研究者らにも広く参加を呼びかけ、それらの多様なバックグラウンドを持つ研究者の幅広い参加が本学会の活力と発展の大きな力となってきたように思います。近年、実定法学者との関係がやや疎遠になっていることや、2000年代になり、本学会以外にも、法の社会科学研究を行う学会が多く創設されていることから、本学会の固有の役割は何かなど、考えるべき事柄もありますが、法社会学者と実定法学者・実務家、隣接社会科学の研究者の相互の連携を深め、「法と社会」の学際的研究のプラットフォームとしての役割を果たすことが引き続き本学会の重要な使命であることを、シンポジウムの報告と議論からあらためて強く感じた次第です。

最後に私事で恐縮ですが、私自身は、出身大学に法社会学の講座や科目がなく、学部時代に法社会学の授業を一度も聴いたことのない環境の中で法社会学研究を志したため、指導教員との濃密な学問的対話を除けば、本学会で行われる報告や議論に大きな刺激を受けながら自分の法社会学研究を鍛えてきたという意識が強くあります。その意味で、今回、本学会の運営に携わり多少とも恩返しの機会を得られたことは、個人的には大変有り難いことだったと思っています。阿部新理事長の下、本学会が今後も益々発展し、会員の皆さんに重要な刺激を与える場であり続けることを心から願っています。

2017年-2020年任期理事・監事会および 事務局発足のお知らせ

理事長 阿部昌樹

2017-2020年期の理事・監事会と事務局の体制が以下のように決まりましたので、お知らせします。法社会学会は会員が減少を続けており、厳しい状況にありますが、学会創設以来70年の伝統を継承しつつ新たな発展を図るべく、直面している諸課題に力を合わせて力を合わせて取り組んでいきたいと考えております。どうぞよろしく願い申し上げます。

1. 新理事・監事会の構成

理事長：阿部昌樹

理事：上石圭一、阿部昌樹、飯考行、飯田高、石田京子、入江秀晃、江口厚仁、大坂恵里、大澤恒夫、太田勝造、尾崎一郎、樫澤秀木、樫村志郎、河合幹雄、木下麻奈子、糊澤能生、小佐井良太、後藤弘子、佐伯昌彦、佐藤岩夫、四宮啓、高橋裕、高村学人、田卷帝子、名和田是彦、仁木恒夫、長谷川貴陽史、馬場健一、濱野亮、原田綾子、福井康太、藤本亮、ダニエル・H・フット、船越資晶、南野佳代、見平典、山田恵子、米田憲市、渡辺千原、和田仁孝

監事：手嶋昭子、藤田政博

2. 委員会等の構成

- (1) 学術大会運営委員会：馬場健一（委員長）、上石圭一、飯田高、木下麻奈子、高村学人、米田憲市、長谷川貴陽史（2018年度企画委員長）
- (2) 機関誌編集委員会：濱野亮（委員長）、樫澤秀木（副委員長）、河合幹雄、小佐井良太、田卷帝子、船越資晶、渡辺千原
〔査読委員会・関東〕濱野亮（責任者）、河合幹雄、田卷帝子、名和田是彦
〔査読委員会・関西〕樫澤秀木（責任者）、小佐井良太、船越資晶、渡辺千原
- (3) 国際委員会：太田勝造（委員長）、石田京子、入江秀晃、福井康太、ダニエル・H・フット
- (4) 広報委員会：尾崎一郎（委員長）、藤本亮、米田憲市
- (5) 学会奨励賞選考委員会：佐藤岩夫（委員長）、樫村志郎、糊澤能生、和田仁孝
- (6) ハラスメント防止委員会：南野佳代（委員長）、大澤恒夫、原田綾子
- (7) 若手ワークショップ担当理事：飯考行

3. 新事務局の構成

事務局長：高橋裕

事務局担当理事：福井康太（国際関係担当）、仁木恒夫（学会報担当）、山田恵子（議事録担当）

〔拡大事務局〕高橋裕、福井康太、仁木恒夫、山田恵子、木下麻奈子、渡辺千原

会費振込手数料の負担について

：お詫びとお願い

理事長 阿部昌樹

2017年9月1日

ご案内のとおり本年4月に学会事務委託先を変更しましたが、そのことに伴い、会費払込手数料の負担に関する取扱いに変更が生じ、会員の皆様にお願ひするご負担が増えることが今般明らかとなりました。以下、経緯をご説明しますとともに、お詫びとともにご理解を乞う次第です。

日本法社会学会では従来、会費払込にかかる手数料は会員ではなく学会が負担することとしており、毎年の予算にも「振込払込費」として当該費用を計上してきました。このような取扱いは、学会事務を大学生協学会支援センターから一般社団法人学会支援機構へと変更したうえでもなお維持することを事務局として想定しており、本年3月に事務局と学会支援機構との間で実施した委託引継ぎにかかわる打合せの際にも、事務局から学会支援機構に確認を行ない、そのうえで、従来の取扱いを維持できるものと事務局としては考えていました。ところが、7月に実施しました会費請求の際には、ご承知のとおり、会員のかたが手数料を負担するという形での請求が行なわれることとなりました。

そこで、事務局から学会支援機構に問い合わせたところ、3月の打合せの際に双方の理解に齟齬が生じたと思われること、かつ、学会支援機構においては事務処理上の要請から会費払込手数料の負担者を会員に限定していること、が明らかになりました。従って、学会事務委託先の変更に伴い、実際には会費払込手数料分の会員負担が増加することが不可避であったわけです。しかるに、事務局としては、従前の方式が維持されると考えていたため、会員負担の増加につき本年5月の総会においてお諮りせず、また、従来どおり今年度予算に振込払込費を計上した次第です。学会支援機構との打合せの際に、より慎重に確認を行なえば防ぐことができたことであり、不手際と、その後の手続上の瑕疵につき、心よりお詫び申し上げます。また、7月の会費請求の際に払込手数料の負担を求められたことにつき、不安の念をいただかれた会員のかたにおかれましては、ご心配をおかけすることとなり申し訳ありませんでした。

今後についてですが、上述のとおり、現在の事務委託先である学会支援機構の事務手続上の要請から、今年度より、会費払込手数料は会員のかたにご負担いただくこととなります。来年度の会員総会におきまして、そのことを、今年度についても含めて適宜的にご承認いただければ、と存じます。どうかよろしくご了解くださいますよう、お願い申し上げます。

また、このことに伴い、従前は学会が負担していた会費払込手数料に相当する額を学会が負担しないことになり、会費収入の余剰分が従来に比して増加することになります。その分にかかる取扱いにつきましては本年10月に開催される理事・監事会において審議したうえで原案を定め、

1月に発行する学会報108号でお示しして、会員の皆様からのご意見を募ったうえで、最終案を来年5月の会員総会においてお諮りすることとさせていただければ、と存じます。

以上、会費払込手数料の負担者の変更にかかる経緯をご説明申し上げます。あわせて、不手際をお詫び申し上げますとともに、ご了解賜りますようお願い申し上げます次第です。

会員の皆さまへ

前期理事長 佐藤岩夫

詳しい経緯は新理事長より報告の通りですが、前期の最後である今年4月に行った学会事務委託先の変更の結果、会費納入に伴う会員の負担が増えることとなりました。かねて学会報等でお知らせの通り、学会事務委託先の変更自体は、従来の委託先の業務終了に伴うやむを得ないものであり、また、新しい事務委託先への事務引き継ぎに際しては、会員の不利益は極力避けるとの基本方針の下、会費の納入については従来の方法を維持することを当然の前提に作業を進めて参りました。しかし、新しい事務委託先では会費払込手数料分が会員の負担となるシステムであることへの注意を欠いたため、このことにつき本来必要であった理事会での検討および今年5月の会員総会での説明・提案を行うことなく現在の状況に至りました。このような事態を招いたことにつき、学会の適切な運営に責任を負う立場にあった者として大変申し訳なく、会員の皆さま、また今期の理事長・事務局には深くお詫びを申し上げます次第です。

この問題の今後の扱いは、新理事長より提案の通り、10月に開催予定の理事会の検討を経て最終的には来年5月の会員総会において所要の説明および提案を申し上げますこととなります。会員の皆さまには、あらためてお詫びを申し上げますとともに、今期理事会の今後の対応にご理解とご協力をお願い申し上げます。

2018年度学術大会のご案内と

報告募集のお知らせ

学術大会運営委員長 馬場健一

日本法社会学会2018年度学術大会は、2018年5月26日(土)～27日(日)に鹿児島大学にて行われます。昨年、一昨年と同様、従来よりも時期が遅くなっておりますのでご注意ください。つきましては、下記の要領で、会員の自主的な報告等(個別報告、ポスター報告、ミニ・シンポジウム等:以下、「報告等」と呼ぶ。)を募集いたします。会員の皆様におかれましては奮ってご応募くださるようお

願いたします。

1. 応募用紙は、学会ホームページ(<http://jasl.info/>)からダウンロードしてください(紙媒体の応募用紙をご入用の方は、お手数ですが、下記「2」に記載の馬場までご連絡ください)。

2. 報告等を希望する会員は、応募用紙に必要事項を記載の上、電子メールに添付して、または、プリントアウトしたものを郵送もしくはファックスで、次の宛先までお送りください。お問い合わせも下記までお願いいたします。

○電子メール: kbaba@kobe-u.ac.jp (学術大会運営委員長: 馬場健一宛)

(電子メールの件名(Subject)は、「法社会学会学術大会応募(〇〇〇)」としてくださるようお願いいたします。なお、上記件名中の「〇〇〇」の部分には、個別報告、ポスター報告、ミニ・シンポジウムの中から、応募されるものを記載してください。)

3. 締め切りは、2017年10月13日(金)(必着)です。

4. ミニ・シンポジウムの応募要件(会員比率)については、学会ホームページ(<http://jasl.info/>)掲載の「学術大会運営要領」の4-1(3)をご参照、ご留意ください。(コーディネーターが会員であり、かつ、報告者またはコメントータのうち少なくとも1名が会員であること、など。)

5. 採否およびプログラム編成に際して、報告や企画の準備状況も考慮されますので、十分な準備をお願いします。また、報告日時については、プログラム編成の都合によりご希望に添えない場合がありますので、その場合は学術大会運営委員会にご一任いただきたく存じます。

6. PCプロジェクタやAV機器など、開催校に準備を依頼したい機器がある場合には、できるだけ応募時に併せてご連絡ください。ただし、開催校の都合によりご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

7. 採否等については、10月22日に開催予定の学術大会運営委員会に於いて決定し、11月中旬頃に電子メールで通知いたします。採択された場合には、報告概要(アブストラクト)のご執筆を2018年2月下旬頃までにお願することになります。

8. プログラム概要および追加情報は、学会ホームページに随時掲載しますので、ご覧ください。

9. その他、学術大会の運営についてご意見やご提案がある場合は、学術大会運営委員長 馬場健一宛(kbaba@kobe-u.ac.jp)に、ご連絡ください。

2018年度学術大会企画

「市民社会の胎動と法社会学」について

2018年度学術大会企画委員長 長谷川貴陽史

2018年5月26日・27日、鹿児島大学・郡元キャンパスで日本法社会学会学術大会が開かれる。企画テーマは「市民社会の胎動と法社会学」(The Emergence of a Civil Society in Japan and Sociology of Law)である。市民社会の定義は極めて困難であるが、ここでは国家活動、経済取引などは区別される一方、それらとは単純ではない関係を取り結びつつ、市民が自由な議論を通じて連帯しうる圏域を指すものとする。近年では、市民がデモや公共空間の一時的占拠などを通じて、特定の理念の下に集合体 assembly を構成する直接民主主義的な運動形態がみられる。これも市民社会の一形象となりつつある。

日本に市民社会は存在したか。国家活動や経済取引に属さない圏域は存在した。だがデモについていえば、戦後は安保闘争、ベトナム反戦運動などがあったものの、1960年代以降、社会運動は左翼運動として尖鋭化した。1980年代の反核運動等を除けば、一般市民によるデモは衰退した。しかし21世紀となり、市民が再び公共空間に立ち現われ、様々な政治的理念を掲げつつ連帯する現象が顕著となった（年越し派遣村、反原発デモ、反安保法案デモ、保育園抗議デモなど）。

もちろん、デモ参加者は市民の一部にすぎないし、デモは議会の機能的等価物でもない。だが、議会の機能不全を前にして自律的に行動する市民、議会とは別の回路をも用いて自由を確保しようと模索する市民は徐々に増えつつあるのではないか。実際、1995年の阪神・淡路大震災後のボランティア、1998年の特定非営利活動促進法の制定など、非営利的な市民活動ないし市民組織の興隆と制度化とは前世紀末からみられた。これに加えて、公共空間における市民の自由な集合体による政治批判、市民運動の活性化に着目するならば、市民社会の「胎動」を語りうる。小田実は、市民社会の根本はデモ行進だと言った。直接民主主義的な運動形態は、ポルト・アレグレにはじまる世界社会フォーラムやニュー・ヨークのオキュパイ・ウォール・ストリート、台湾の太陽花学運などとも類似する（もちろん、自由を抑圧する排外主義的なデモも存在する以上、デモの目的や内容はつねに問題となりうる）。

では、こうした市民社会の胎動に、法社会学及び法社会学者はいかに関わりうるか。第1に、法社会学は運動や組織を社会的に記述し、その構造を分析する。第2に、法社会学者の一部は知識人として運動に参加する。

しかし、いずれも固有の困難をかかえる。第1に、社会的観察を通じて市民社会やそれを支えるフィクション

である理念に接近することは難しい。フィクションは現実から距離をとることで成立するものだから。第2に、社会運動への参加は学術的営為か。事実認識と価値判断とを峻別するかぎり、学問と実践とは異なる精神活動ではないか。第3に、知識人は誰を代表し、いかなる資格で運動に参加するのか。第4に、運動から距離を置く知識人の脆弱さ一つまり現実ないし既成事実屈服し、自らの学問を現実に対応させる態度をどう考えるか。

上記はいずれも、学問が現実に関わるかという問題の諸側面である。学術大会では、この問題に直ちに何らかの見通しを立てることはできないかもしれない。ただ、上記の問題を踏まえつつ、法社会学及び法社会学者が現実接近する方法を検討する端緒としたい。

全体シンポジウムは「市民社会と法社会学」と題し、市民社会の概念史、社会学的観察との関係、末弘・川島・戒能らの法社会学と市民社会との関係、法社会学と市民社会の現在と将来とを展望する（とりわけ末弘法学は「大正デモクラシー思想の法学的諸問題の凝集点」（磯村哲）と評された）。過去から現在に至る市民社会の構想の包括的分析である。法、市民社会、社会学の三者はいかなる関係に立つのか。

企画関連ミニ・シンポジウムⅠは「市民社会と社会的排除」と題し、移民・難民、障害者、ホームレスなど、社会が隠蔽し排除してきた存在を考察する。排除された側から市民社会を逆照射する試みである。マイノリティやプロテストを包摂する法ないし社会のモデルはこれまでも構想されてきたが（P.Nonet, P.Selznickらの応答的法など）、いま具体的に何ができるか。

企画関連ミニ・シンポジウムⅡは「市民社会と法運動」と題し、脱原発訴訟、憲法9条訴訟（イラク派兵差止訴訟）、反ヘイトスピーチ訴訟を扱う。デモやプロテストが裁判（政策志向型訴訟）さらには法形成（「ヘイトスピーチ解消法」）に至るプロセスを追い、市民運動、裁判、市民社会の関係を探る。ここで法運動とは、裁判外の市民運動から裁判闘争までも含む。

現時点で確定している登壇者は、下記の通りである（敬称略、*は非会員、肩書は本稿執筆時点）。

全体シンポジウム「市民社会と法社会学」

（パネリスト）①木庭顕（前・東京大学教授）*、②吉田克己（早稲田大学教授）、③広渡清吾（東京大学名誉教授）

（企画趣旨説明）長谷川貴陽史（首都大学東京教授）

（司会）濱野亮（立教大学教授）、仁木恒夫（大阪大学教授）

（コメンテーター）佐藤岩夫（東京大学教授）

企画関連ミニ・シンポジウムⅠ「市民社会と社会的排除」

（パネリスト）①森千香子（一橋大学准教授）*、②佐藤彰一（國學院大学教授）、③長谷川貴陽史（首都大学東京教授）

（司会）石田京子（早稲田大学准教授）

（コメンテーター）橋場典子（日本学術振興会特別研究員）

企画関連ミニ・シンポジウムⅡ「市民社会と法運動」

（パネリスト）①河合弘之（弁護士・さくら共同法律事務所）*、②愛敬浩二（名古屋大学教授）、③小宮友根（東北学院大学准教授）

(司会) 渡辺千原 (立命館大学教授)
(コメンテーター) 樫澤秀木 (佐賀大学教授)

若手ワークショップ 2018 からのお知らせ

担当理事 飯考行

若手ワークショップは、2018 年度学術大会において、例年の大会前日の金曜日ではなく、大会中に、学会奨励賞受賞者のスピーチと受賞論考をめぐる討論を中心とするミニシンポジウムとして開催する見通しです。また、大会前日に若手ワークショップとともに行ってきた若手会議ならびに懇親会も、大会中の昼食時に、若手ランチョンとして(女性ランチョンとは別の日に)行いたく考えております。以上は、近年の若手ワークショップ参加者数の少なさと会場が地方であることに鑑み、次年度のみ措置です。日程と内容を含む詳細は、追って配信される予定の大会プログラムをご参照下さい。若手にとどまらない会員諸氏の積極的な参加を、前もってお願いする次第です。

2016 年度学会奨励賞・機関誌最優秀論文賞 選考結果と受賞の言葉

第 18 回学会奨励賞選考結果報告

学会奨励賞選考委員長 榎村志郎

1

第 18 回学会奨励賞は、論文部門は、郭薇会員(北海道大学大学院)の「法と情報空間—近代日本における法情報の構築と変容—(1)～(5・完)」(『北大法学論集』66 巻 2 号 614-553 ページ, 66 巻 3 号 252~189 ページ, 66 巻 4 号 1186-1123 ページ, 66 巻 5 号 1610-1546 ページ, 67 巻 1 号 332-284 ページ)(2015 年 7 月~2016 年 5 月)に、著書部門は、佐伯昌彦会員(千葉大学准教授)の『犯罪被害者の司法参加と量刑』東京大学出版会(2016 年 4 月)に授与されます。

それぞれの選考理由はつぎのとおりです。

2

郭薇会員の論文は、法情報という現象に着目しつつ、近代以降の日本社会を対象として、法学および法制度に関する知識のあり方を解明する歴史的メディア研究と言えます。この問題設定の背後には近年の厳罰化を含む刑事立法と世論の関係への関心があるようです。

本論文の実質的な分析は、まず第 1 部「メディア主導の法情報」では、法情報の産出者のあり方について、1880 年~2010 年代までの『朝日新聞』、『法律時報』の刑事法の立法に関する記事、そして法学研究者による教養的著作としての『日本人の法意識』が検討されます。次に第 2 部「ユ

ーザー主導の法情報」では、2010 年の刑事事件の公訴時効改正立法をめぐる産出・流通した各種の法情報とりわけ被害者に関する情報のあり方が、マスメディアおよびソーシャルメディアから得られたデータをもとにして、検討されています。

本研究は、刑事法に関する情報を素材として、明治以降の日本社会における法現象の一部を法情報の産出と流通を問題にするという観点から、複数のケーススタディを通じて歴史的にまた同時代的に再構成し、法と社会意識の関係、また、法にかかわる専門的知識と非専門的知識の関係を理解しようとするものです。その素材は単一のニュースのような情報素材から新聞雑誌記事の歴史の変遷までが利用されています。こうした広範囲にわたる情報素材が総合的に検討されたことはないと思われ、本研究は法情報のメディア社会学的研究に端緒を開いたものです。本研究はまた、情報としての法という魅力のある理論的視点を一貫して保持しつつ、近代日本の法的情報のあり方(「情報空間」)について、いくつかの興味ある具体的知見も示しています。これらの点から本研究は学会奨励賞に値すると判断されます。

他方、質的データに対する解釈がしばしば素朴な常識の水準に留まっていること、マクロな歴史的解釈と個々の情報素材の意味理解の区別が曖昧であること、一般のメディア研究の結果がやや安易に転用されていること、など方法論上の緻密さが不足していること、表現が十分に明晰でなく冗長であること等、未完成というべき部分も多く見られます。これらについては、いっそうの精進を期待します。

3

佐伯昌彦会員の著書は、刑事司法における被害者支援の一部として導入された被害者による刑事裁判への参加が量刑判断にどのような影響を及ぼすかという問題を取りあげています。刑事司法過程における犯罪被害者の地位は、日本において 1980 年代以来継続的な立法的対応の対象となっています。本書は、この問題を議論するために心理学アプローチが有用であることを示し、またその議論の基盤となる知見を提供することをめざすものとされています。

本書は、まず、日本、アメリカ、イギリスとオーストラリアで行われてきた、この主題についての先行研究を広範囲に収集・レビューした結果として、心理学的実証研究は、実践的に決定的な知見を提供することはまれだが、被害者による参加が何らかの心理的性質のインパクトをもつことを示唆するとします。つぎに、理論の構築をめざし、公正の心理学や帰属理論、裁判官について量刑相場のアンカリングの効果などの理論を検討し一定のモデルを構築しています。最後に、著者が行った 2 つの実験を含む実証研究にもとづいて、被害者に関する情報の提示、遺族等による感情の提示が量刑判断になんらかの心理的過程を通じて影響を及ぼしている可能性を指摘します。

本書では、先行研究の実践的意義の検討を経て、関連する理論がレビューされ、引き続いて実証研究が報告されるという手順が踏まれています。それぞれの段階での検討が手堅く、また丁寧に遂行されており、全体として、一定の

立法問題に対して関連する心理学的研究がいかに寄与できたかを見取り図を描くことに成功しています。このことから、奨励賞に値するものと判断します。

他方、本書が自覚的に採用する実証的分析および検証の水準と、社会制度としての刑事司法過程への被害者地位の組み込みを実践的に認識・評価するにふさわしい議論の水準の間にはある断絶があり、それが本書の検討によっては適切に架橋されていないという感想もいだかせます。この断絶を正面から扱えばより興味深い知見がえられたかもしれません。

4

なお、各作品への評価とは別に、本年度の学会奨励賞の両部門の受賞作には興味深い共通点があると思われるので、ここで簡単に触れます。またそれは、後述のように、機関誌最優秀論文賞の論文を含む森会員の一連の著作にも間接的な関係があります。

本年度の両受賞作のこの共通性とは、両者とも刑事法過程を対象とし、またその理論的関心において少なくとも部分的に感情の法への寄与または影響に注目しようとしていること、またその結果として法の情報としての次元の重要性を示していることです。両者が研究パラダイムとしては非常に異なった系譜に立つことを考えると特にこれは興味深い特徴です。一つの解釈はこれらの特徴が何らかの仕方で対象—この時期の刑事司法及び刑事立法過程—の特徴を反映しているかもしれないということです。この解釈が正しいとすれば、これもまた法社会学の著作の一つの望ましいあり方と言えるでしょう。

この解釈をとるとき、マクロ社会学的ないし歴史的アプローチをとる郭会員の論文の素材や知見を佐伯会員の著書の提供する心理学的な理論や知見と並置して関連性を問うこと、また、その逆（佐伯会員の著書の素材や知見を郭会員の論文の提供する歴史的ないしマクロ社会学的コンテキストから解釈できるかを問うこと）は意義のあることと考えられます。一般的に言って、社会学的ないし歴史的スケールの現実がいかにして心理学的または個人のスケールの現実に対応したり翻訳されたりできるのかという問題は、20世紀前半の社会学方法論で盛んに議論された問題です。そしてこの方法論への問題意識は、機関誌最優秀論文賞の論文を含む森会員の一連の著作にも見られるものです。その時期の社会学方法論の中で、法は一つの普遍的に重要な主題でありながら、この問題はいくつかの散発的で潜在的な成果を除いては、法社会学に限ってさえも、学科的分業—心理学は心理を問題にし社会学は社会を問題にするという—という以外の解決がつけられていないと思われる。

もし多くの指導的会員が折に触れて述べるように法社会学学会が真に有効な学際的生産の場であるべきならば、こうした諸業績を孤立させることなく、本授賞などをきっかけの一つとして、それらを学会の共通課題として受け止めて、単一とは言わぬまでも共通の議論の中で取り上げ扱うことが強く望まれるでしょう。学会組織的には、改めて学術大会時では大会シンポジウムや若手ワークショップ、大会時以外では各研究支部の活動の意義が再確認されるべきでしょう。しかし、今日の大学を取り巻く諸事情では、

若手研究者の育成は困難さを増しています。このもとではさらに進んで、若手研究者に対する複数大学・機関による指導や助言の体制をさらに整備すること、自主的な大学間研究会あるいはそうした活動への支援を強化することなど、学会が行ったり寄与したりすることのできる活動が必要になっていると思われる。

受賞の言葉

第18回学会奨励賞著書部門

佐伯昌彦（千葉大学）

拙著『犯罪被害者の司法参加と量刑』（2016年、東京大学出版会）に対して、第18回学会奨励賞（著書部門）を授与していただき、大変光栄に存じます。また、選考委員を務めていただいた先生方に深く御礼を申し上げます。

拙著では、犯罪被害者が刑事裁判に関与することが量刑判断に対して影響を及ぼすのか否か、影響があるとする、それはどのようなメカニズムによって生起するものであるのかを実証的に明らかにすることを試みました。先行研究の整理を踏まえて、問われるべき実証的課題を明らかにし、断片的とならざるを得ませんでした。心理実験と刑事裁判確定記録に基づく調査を通して、被害者の刑事裁判への参加と量刑判断との関係について検証しました。そのうえで、意見陳述制度や被害者参加制度といった制度に固有の量刑への影響は実証的に十分な裏付けが得られていないこと、他方で、被害者に関連する諸要素が量刑に影響を及ぼしている可能性は示されていることを指摘し、制度の問題としてではなく、被害者に関する諸要素と量刑との関係を個別的にみていく方が、実証的な知見を踏まえた政策的議論が可能となることを指摘しました。あわせて、規範論や裁判実務における実践的議論に資するべく、個々の被害者に関する要素が量刑にどのような影響を及ぼしているのかを、先行研究や自身が行った実証研究を踏まえて整理しました。

拙著は、あくまで執筆時点における研究の暫定的な成果報告であり、将来の課題として積み残している部分も多くあります。また、被害者と刑事司法との関係は、現在の刑事司法における重要課題の1つですが、拙著では、被害者の司法参加と量刑という、ごく一部を取り上げられたに留まります。より巨視的な観点から、拙著の研究内容を位置付けつつ、また被害者と刑事司法との関係について研究の幅を広げていくことも、今後の課題です。加えて、本研究では、理論および実証の両面にわたって心理学に大きく依拠しましたが、その方法論の習得は依然として道半ばです。

このように課題は山積しておりますが、奨励賞を授与していただきましたことで、私が抱えている問題関心に対して心理学的手法によりアプローチすることが、法社会学学会においても意義のある営みであると認めていただけたように感じられ、意を強くしました。さらに研究を進展させ、学会に対して少しでも有益な貢献ができるよう努力してまいりたいと思います。最後になりますが、このように自身の研究内容を一書にまとめるまでに、多くの先生方から

有益なご批判・ご助言をいただきました。この場をお借りして、御礼を申し上げます。

受賞の言葉 第18回学会奨励賞論文部門

郭薇（北海道大学）

70年目を迎える歴史ある日本法社会学会において、このたびは、拙論「法と情報空間—近代日本における法情報の構築と変容」に学会奨励賞を賜り、大変光栄に存じます。選考していただきました委員の先生方、関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

本研究は、ある報道番組を見つけたことがきっかけでした。それは公訴時効をめぐる制度の是非を問うこの番組で、「法には時効があるが、被害者には時効がない」という犯罪被害者遺族の言葉が紹介されていたのです。番組を通じて、静かに法制度に対する意見を述べた彼の顔は、今でも鮮明に覚えています。それと同時に私が覚えたのは、この言葉に対する違和感でした。私には、彼が法律用語としての時効という言葉の意味を別の意味で受け止めているように見え、時効という言葉を使って何を伝えたいのかが気になったわけです。そうした言説の実践を背景としつつ、本論文は、立法に関わる法情報が政治過程と法律専門家の言説を中心とする発信者主導のものから、日常生活に密着したユーザの反応を重視する新たな形へと変化してきたことを明らかにしました。以前であれば、見えない・聞こえないという形で済まされてきた法や法律専門家への不満が、法をめぐる世論情報として取り込まれていく一方、法律専門家の言説は相対化されるという傾向が見られるようになり、立法過程においては、前者の影響力が強まってきました。

このたびの受賞は、私にとって望外の喜びであり、今後ともいっそう気を引き締め、精進していく所存でもあります。本論文では、一つの立法事例を取り扱ったにすぎず、これをもって近年の日本における法情報が持つ影響を捉えることはできませんし、法情報の分析手法という点においても荒削りな部分が多々残っております。また、言語的にも記述的にも不精確なところが散見され、少なからぬ気負いが目立つ研究であると自覚しております。このたびの受賞には、皆様からいただいた批判を糧に積み残した課題ともきちんと取り組んでいくように、といった叱咤激励が込められているものと考えます。

本論文のほかに、現在従事している研究として、本論文から発展した法意識論の比較歴史社会学研究や、弁護士の発信活動とその規制についてのものがあります。法律学の営みは、すべて情報や知識でできていると言っても過言ではありません。それにもかかわらず、情報としての法が持つ意義についての研究は、まだ少ない状況にあります。今回の受賞をきっかけに、今後、私の試みがもしひとつのささやかな先例となり、同様のアプローチを持って、この分野の探検に乗り出そうとする方が少しでも増えれば、大変嬉しく思う次第です。

最後になりましたが、本研究の出発点となりました私の「違和感」、これは、日本社会や日本の法律学の「他者」である私の立ち位置から生じたものかもしれません。ただ、このような「よそ者」の研究に対しても分け隔てなくストレートに批判し、また暖かく支援して下さいました皆様の寛容な理解は、私の研究生生活に安心と自由を与えてくれました。お世話になった日本法社会学会の先生方には心より感謝を申し上げます。中国から北海道大学大学院にやってきた私に、法社会学が持つ自省的なアプローチをご教示くださっただけでなく、我慢強く私の議論に付き合ってくださいました指導教授の尾崎一郎先生には感謝の言葉もございません。また、現実主義的な私の研究に対して、法哲学のより普遍的な立場からいつも有益なコメントと、自分の研究を相対化させる機会を下さいました北海道大学の長谷川晃先生と北海学園大学の菅原寧格先生、さらに学部時代から現在まで親切丁寧に研究などの相談を受けてくださいました南京大学の解巨先生をはじめとする法学院の先生方にも、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

第4回機関誌最優秀論文賞選考結果報告

学会奨励賞選考委員長 櫻村志郎

第4回機関誌最優秀論文賞は、森大輔会員（熊本大学准教授）「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図の関係—構造方程式モデリングによる分析—」『法社会学』81号（2015年2月刊行）に授与されます。

なお、この賞は、2015年1月から2016年12月までの期間に機関誌『法社会学』に公表された論文で、公刊時に40歳未満の会員の著作であるものの中から選考されること、この期間にこの条件を満たす対象論文は、森会員の本文一編のみでしたが、最優秀論文賞の水準を満たすものと判断される場合に授与を行うことを委員会にて確認し、選考を行いました。

受賞論文の選考理由はつぎのとおりです。

森大輔会員の本文は、裁判に時間と費用がかかりすぎるといった印象が広く抱かれていることを前提に、その印象と裁判利用行動の意図の間の関連性をあきらかにしようとするものです。本文は、近年行われた大規模な裁判利用にかかわる調査（その報告は、ダニエル・フット＝太田勝造編（2010）『裁判経験と訴訟行動』（東京大学出版会）にあります。）のデータを、構造方程式モデリングの方法で、再分析するものです。

本文は、この調査のデータでは、裁判について費用や時間がかかることがきになるという特性が裁判利用意欲に単純には関連していないという結果となっていることを問題とし、この単純な無相関が、裁判利用を促進する相関とそれを阻害する相関とからなる複合的な関係の結果ではないかという仮説を検証していきます。本文は、裁判利用の規程要因いかにという伝統的かつ重要な問題を

対象に、既存の公表データに見られる興味ある不調和に着目し、その同一のデータについて、適切な注意を払いつつ適切な方法をもちいて再分析することで、新たな興味深い説明を提出することに成功しています。

こうした点から、本論文は、問題の設定、データの吟味、方法的検証の各研究手順を適切に遂行し興味深い知見に至っていること、また、既存公表データの活用という新たな研究分野の開拓に寄与することから、機関誌論文の優れたひとつのあり方を体現するものとして、授賞に価するものと判断しました。

受賞の言葉 第4回機関誌最優秀論文賞

森大輔（熊本大学）

このたびは、拙稿に学会誌最優秀論文賞を賜り、誠にありがとうございます。

拙稿を書いたのは、「訴訟行動調査」のデータを二次分析している際に、「費用や時間が気になる程度」と「裁判を利用したいと思う程度」との間の相関を取ると、統計的に有意にならないことに気づいたのがきっかけです。裁判利用を阻む要因として、費用や時間が気になることがしばしば挙げられるのに、これはどうしたことだろうという疑問から分析を進めました。その際、「費用や時間が気になる」ことには、裁判利用を思いとどまらせるマイナスの側面だけでなく、裁判利用にプラスの側面もあるのではないかとという仮説を立てました。費用や時間に敏感である人は、自分の権利や利益にも敏感で、裁判を積極的に利用するという、裁判利用にプラスの側面です。こうしたプラスとマイナスの側面が、打ち消し合っているのではないかとという仮説です。

その仮説を、構造方程式モデリング（共分散構造分析）という、変数間の複雑な関係の分析に適した、比較的新しいデータ分析手法を使って検証しました。この手法では、変数間の関係を、パス図という図を使って視覚的に表します。利用例はまだ限られているようですが、パス図を書きながらあれこれ考えているときは、絵を自由に書いているような楽しさがあり、お勧めのデータ分析手法だと思います。

拙稿で使用した「訴訟行動調査」は、特定領域研究「法化社会における紛争処理と民事司法」（研究代表者：村山真維）という、約10年前の大規模調査の一部です。この調査データは、東京大学社会科学研究所のSSJデータアーカイブに寄託されており、申請すれば研究者なら誰でも使用可能となっております。そのため、拙稿の分析を第三者が再現して検証することも可能ですし、調査データを使用して新たな分析を行うこともできます。

そして、現在、基盤研究S「超高齢社会における紛争経験と司法政策」（研究代表者：佐藤岩夫）が後続の調査として進行中です。日本法学会の2017年度学術大会においても、この調査に関するセッションとして、「超高齢社会の法社会学研究の課題」が開催されました。10年前の

調査では、私はまだ大学院生で勉強中の身でしたが、今回は調査メンバーの一員として、現在、全国の裁判所を回って裁判所記録の調査をさせていただいております。この調査が、法学会の研究者の皆様に使っていただける、共通の研究資源となることを目標としております。

最後に、10年前の「訴訟行動調査」にてご指導いただきました諸先生方、拙稿を査読して丁寧なコメントをいただきました諸先生方、ならびに選考委員会の諸先生方に心から感謝申し上げます。今後とも、諸先生方にご指導・ご鞭撻頂きながら、研究を深めて参りたいと存じます。

機関誌編集委員会からのお知らせ

編集委員長 濱野亮

来年2月に刊行予定の機関誌『法社会学』第84号への掲載を希望する自由投稿論文の募集はすでに締め切れ、現在、投稿された論文の査読が進められています。次回の募集は、2019年2月に刊行予定の第85号への掲載を希望するものを対象として行います。締め切りは2018年7月末日です。だいたい先のことですが、今から準備していただき、ふるってご投稿ください。投稿論文につきましては、査読規程に基づいた査読を行ったうえで、その結果に基づいて掲載の可否を決定します。

投稿に際しましては、学会ウェブサイト (<http://jasl.info/>) に掲載されている投稿規程と投稿用スタイルガイドを遵守してください。投稿規程や投稿用スタイルガイドに合致していない原稿は、査読手続を開始できず、掲載不可となることがありますので、十分ご注意ください。なお、査読規程も学会ウェブサイトに掲載されていますので、あわせてご参照ください。

また、原稿とともに、投稿用表紙、300字以上500字以内の和文要旨および200語以上400語以内の欧文要旨を必ず提出してください。投稿用表紙は、学会ウェブサイトに掲載されているものをダウンロードして使用してください。

投稿先は、ryhamano@rikkyo.ac.jpです。原稿、投稿用表紙、和文要旨および欧文要旨を、電子メールの添付ファイルとしてお送りください。投稿は必ず、電子メールで行っていただくことになっております。郵送での投稿は受け付けておりませんので、くれぐれもご留意下さい。

機関誌『法社会学』の学術雑誌としてのクオリティの維持は、何よりもまず、会員の皆さんが、オリジナリティの高い学術論文を意欲的に投稿されることにかかっています。奮ってご投稿ください。なお、欧文で執筆された論文の投稿も歓迎します。

国際委員会からのお知らせ

国際委員長 太田勝造

8. 学会 HP 刷新について

尾崎広報委員長兼学会 HP 刷新 WG 座長に代わり、佐藤理事長より、配付資料に基づき、学会ウェブサイトのリニューアル作業の進捗状況および内容について報告があった。次いで、ウェブサイトの内容更新等の作業の担当者に関する提案がなされ、承認された。

9. 新入会員の承認について

下記の5名の入会が承認された。

- 西迫大祐 (明治大学助教)
- 吉川和挟 (京都大学大学院)
- 岡沢亮 (東京大学大学院)
- 藤井直子 (長崎大学助教)
- 許仁碩 (北海道大学大学院)

10. 2014年-2017年期の活動について

佐藤理事長より、配付資料に基づき、2014-2017年期の学会活動について報告があった。特に、①学会財政は堅調に推移していること、②若手会員の増加や若手研究者育成のための施策の検討・実施、国際連携・発信の強化などが課題として残されていることに関して言及があった。

11. その他

特になし。

II. 報告事項

1. 事務局からの報告

(1) 会員数および会費の納入状況について

濱野事務局長より、会員数および会費の納入状況について(事務委託先変更に伴うシステム移行作業中のため、2017年3月31日現在のデータによる)説明があった。

あわせて、会費未納の場合の退会処理について確認した後、5年以上継続して会費を未納している12名について3月末付で退会処理を行うことが濱野事務局長から提案され、承認された。

(2) 学会事務委託先の変更と移行作業について

濱野事務局長より、学会事務委託先が学会支援機構に変更され、移行作業が進められていることについて報告がなされた。

(3) 2017年度4-6月期の学会事務スケジュールについて

濱野事務局長より、会員名簿のシステムの移行の作業が現在も進行中であることに伴い、事務引き継ぎに万全を期すために、学術大会関連以外の学会事務(会員情報管理システムの移行・振込用紙の発送)については6月に行う予定であることが報告された。

(4) 学会ロゴについて

佐藤理事長より、配付資料に基づき、学会ロゴの案について提案があり、承認された。

学会ロゴの使用ルールについては、次期事務局で検討することとなった。

(5) 退会手続きについて

濱野事務局長より、退会規定を会員に周知することが報

告された。

(6) 日本学術協力財団からの賛助会員加入の依頼について

佐藤理事長より、学会財政を考え、同財団の賛助会員加入は当面見送ることが報告された。

(7) その他

特になし。

2. 常置委員会からの報告

(1) 学術大会運営委員会

太田学術大会運営委員長より、配付資料に基づき、学術大会運営要領の修正原案に関する説明がなされた。審議の結果、一部修正のうえ原案が承認された。なお、細部の表現の調整等は今期の学術大会運営委員会が行ったうえでその結果を同要領改訂版として学会 HP に掲載し、紙媒体のレジュメ・資料に関する方針の決定等未決着の重要事項については、次期の学術大会運営委員会に引き継ぐこととされた。また、同要領は3年に1回は必ず見直し、必要があれば改訂するとの方針が再確認された。

(2) 編集委員会

特になし。

(3) 広報委員会

特になし。

(4) 国際委員会

特になし。

(5) 学会奨励賞選考委員会

樫村委員長に代わり、阿部理事より、配付資料に基づき、第18回学会奨励賞に関する以下の報告がなされた。論文部門は郭薇会員の「法と情報空間(1)~(5)・完:近代日本における法情報の構築と変容」(北大法学論集66巻2号~67巻1号)、著書部門は佐伯昌彦会員の『犯罪被害者の司法参加と量刑』(東京大学出版会)を受賞作とする。また、機関誌最優秀論文賞は森大輔会員の「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図との関係:構造方程式モデリングによる分析」(法社会学81号)を受賞作とする。

(6) ハラスメント防止委員会

特になし。

3. 研究支部活動報告

福井理事(関西研究支部)、太田理事(関東研究支部)、檜澤理事(九州研究支部)より、各研究支部の活動状況および今後の予定について報告がなされた。

4. 日本学術会議関係

時間の関係で省略した。

会議の最後に、佐藤理事長より、2014年-2017年期理事・監事会を終えるにあたって、理事・監事への謝辞が述べられた。

2017年5月28日(日)12時10分から13時00分まで、早稲田大学早稲田キャンパス7号館205教室において、2017年度会員総会が開催された。議事・報告内容は以下の通りである。

1. 議長選出

四宮啓会員が、議長に選出された。

2. 理事長挨拶

佐藤岩夫理事長より、開催校への謝意が述べられた後、①前日に開催された70周年記念シンポジウム、②新理事長の選任、③来年度の開催校(鹿児島大学)および委員会企画に関する報告があった。さらに、2014-2017年期の総括が行われた。

3. 開催校代表挨拶

開催校を代表して、糊澤能生早稲田大学法学学術院長・法学部長から、挨拶があった。

4. 2016年度活動報告

濱野亮事務局長より、2016年度活動報告がなされた。

5. 2016年度決算報告

濱野事務局長より、別紙資料に基づき、2016年度会計報告がなされた。また、大澤恒夫監事より、監査の結果について報告がなされた。そのうえで、2016年度決算が承認された。

6. 2017年度予算案の提案

濱野事務局長より、別紙資料に基づき、2017年度予算案が提案され、承認された。

7. 理事選挙の結果報告および推薦理事・監事の提案

濱野事務局長より、別紙資料に基づき2017-2020年期理事選挙の結果が報告され、続いて、当選理事による選挙に基づき2017-2020年期理事長として阿部昌樹会員が選出されたことが報告された。さらに、濱野事務局長より、当選理事会が推薦理事候補者5会員・監事候補者2会員を決定したことが報告された。

四宮議長より、推薦理事候補者として5会員が、監事候補者として2会員が、それぞれ提案され、承認された。

8. 日本学術会議に関する報告

佐藤岩夫理事長より、日本学術会議の活動について報告がなされた。

9. 学会奨励賞受賞者表彰式

樫村志郎学会奨励賞選考委員長より、第18回学会奨励賞の選考結果について、論文部門は郭薇会員の「法と情報空間(1)~(5・完):近代日本における法情報の構築と変容」(北大法学論集66巻2号~67巻1号)、著書部門は佐伯昌彦会員の『犯罪被害者の司法参加と量刑』(東京大学出版会)を

受賞作とすることが報告された。また、第4回機関誌最優秀論文賞については、森大輔会員の「裁判にかかる費用や時間についての認識と裁判利用行動意図との関係:構造方程式モデリングによる分析」(法社会学81号)を受賞作とすることが報告された。引き続き表彰式が行われ、佐藤理事長より賞状、樫村委員長より副賞が郭会員に授与された後、郭会員から受賞の挨拶がなされた。在外研究等の事情で欠席の佐伯会員と森会員の受賞の挨拶は、濱野事務局長が代読した。

10. その他

尾崎一郎広報委員長より、日本法社会学会のロゴが披露された。

2017年-2020年

第1回理事・監事会議事録

2017年5月28日(日)13時35分から14時00分まで、早稲田大学早稲田キャンパス7号館207教室において、標記の理事・監事会が開催された。主な議事内容は以下の通りである。

I. 審議事項

1. 新事務局体制に関する件

(1) 新事務局の所在地

阿部理事長より、学会事務局は引き続き、一般社団法人学会支援機構(〒112-0012 東京都文京区大塚5-3-13 ユニゾ小石川アーバンビル4F)内に置くことが提案され、承認された。

(2) 新事務局の構成

阿部理事長より、配布資料に基づき、①事務局長を高橋裕理事(神戸大学)に変更し、事務局担当理事を、福井康太理事(大阪大学)、仁木恒夫理事(大阪大学)、山田恵子理事(京都女子大学)に依頼すること、また、②事務局と常置委員会との連携を図るべく、学術大会運営委員会より木下麻奈子理事(同志社大学)、機関誌編集委員会より渡辺千原理事(立命館大学)の2名を加えた拡大事務局を組織すること、が提案され、承認された。

2. 委員会の構成に関する件

阿部理事長より、配布資料に基づき、各常置委員会の委員長について、学術大会運営委員会を馬場健一理事、機関誌編集委員会を濱野亮理事、国際委員会を太田勝造理事、広報委員会を尾崎一郎理事、学会奨励賞選考委員会を佐藤岩夫理事、ハラスメント防止委員会を南野佳代理事とすることが提案され、承認された。

また、各常置委員会の全体構成、査読委員会の担当構成、若手ワークショップの担当理事についてもあわせて原案が提示され、意見交換を経て、学術大会運営委員会の構成につき一部修正のうえ了承された。

3. 2018年度学術大会に関する件

(1) 日程

阿部理事長より、2018年5月25日(金)・26日(土)・27日(日)に開催する旨が提案され、承認された。なお、若手ワークショップの日程については、若手会員数(参加人数)の現況および学術大会開催地が遠隔地であることに鑑み検討して欲しい旨の要請があり、今後、若手WS担当理事・事務局間において検討することとされた。

(2) 開催校

阿部理事長より、鹿児島大学で開催される旨が報告された。

(3) 企画

阿部理事長より、長谷川理事を企画委員長とし、全体企画のテーマを「市民社会の胎動と法社会学」(仮題)とする旨の報告がなされた。

4. 理事・監事会日程に関する件

(1) 開催場所

阿部理事長より、慣例に従い、第2回理事・監事会の会場候補として関西地区が、第3回理事・監事会の会場候補として東京地区が、第4回理事・監事会の会場候補として関西地区が、第5回理事・監事会の会場候補として鹿児島大学(学術大会開催地)がそれぞれ提案され、承認された。

(2) 開催日時

阿部理事長より、第2回理事・監事会の候補日として2017年7月23日(日)が、第3回理事・監事会の候補日として同年10月22日(日)が、第4回理事・監事会の候補日として2018年2月4日(日)が、第5回理事・監事会の候補日として同年5月25日(金)がそれぞれ提案され、承認された。

5. その他

阿部理事長より、今期の学会運営方針については、財務状態が改善したことに鑑み、新規プロジェクトへの着手・推進を含めあらためて検討・提案する予定である旨の説明がなされた。

II. 報告事項

1. 事務局からの報告

高橋事務局長より、①事務委託先の変更にかかる諸手続(会員情報の学会ウェブサイト上の入力システム/会費請求手続等)の整備進捗状況、②事務局移転に伴う新事務局用のメールアドレスおよび学会用メーリングリストの準備進捗状況につき、それぞれ報告がなされた。

2. その他

阿部理事長より、各常置委員会に対して、学会活動の円滑な運営に向け、可及的速やかに前期・今期委員会間の業務引継ぎを行って欲しい旨の要請がなされた。

2017年7月23日(日)14時00分から17時05分まで、同志社大学寒梅館6階大会議室において、標記の理事・監事会が開催された。主な議事内容は以下の通りである。

I. 審議事項

1. 学術大会について

(1) 2017年度学術大会について

太田前学術大会運営委員長より、2017年度学術大会の開催状況について報告がなされた。続いて、石田理事に代わり高橋事務局長より、オンライン参加登録の結果および大会開催校(早稲田大学)からの補助金交付状況について、それぞれ報告がなされた。

(2) 2018年度学術大会企画について

長谷川企画委員長より、全体企画のテーマ(「市民社会の胎動と法社会学」)、ならびに全体シンポジウム・企画関連ミニシンポジウムⅠ・同Ⅱにかかるタイトル・司会・報告者・コメンテータの確定状況につき、それぞれ報告がなされた。出席理事より、全体企画のテーマに関するコメントを得たうえで、基本的方向性として承認された。

(3) 2018年度学術大会の運営について

①大会スケジュール・全体構成について

馬場学術大会運営委員長より、学術大会スケジュール・全体構成は基本的に例年通りとすること、ただし、若手WSは試行的に、学会奨励賞受賞者の会員スピーチを学術大会におけるミニシンポジウムとして組織化し、また若手会議を若手ランチョンとして(女性ランチョンと別日の)昼食時に開催すること、が配布資料に基づき提案された。質疑応答を経て、若手会員は当該ミニシンポジウム・ランチョンに出席する義務を負わないことが確認された後、原案通りに承認された。

②若手フェローシップ受給者による個別報告の応募の義務づけについて

馬場学術大会運営委員長より、若手研究者国際学会派遣フェローシップ規程の改正(「I. 4」を参照)に基づき応募された個別報告については、それ以外の個別報告と区別せず、一律に審査する方針を採る予定であること、が説明された。

③2018年度学術大会のための募集要領および応募用紙について

馬場学術大会運営委員長より、別紙資料に基づき、標記の原案について説明がなされ、募集締切日につき修正のうえ了承された。なお、会員への学会報送付時に、学術大会にかかる募集開始・募集締切日のアナウンスをメール本文に記載して欲しい旨の要請が馬場学術大会運営委員長よりなされ、事務局において対応することとされた。

④その他

米田開催校担当理事より、学術大会開催地(鹿児島大学)の交通・宿泊状況、およびオプション・ツアーの開催可能性につき、補足説明がなされた。

(4) 学術大会運営要領について

馬場学術大会運営委員長より、前期に改正された学術大会運営要領につき、学会ウェブサイトに掲載済みであると

の報告がなされた。

2. 機関誌編集について

濱野機関誌編集委員長より、機関誌 84 号の編集スケジュール・方針について提案がなされ、承認された。なお、当号のタイトルについては、編集委員会の方で早急に検討することとされた。

3. 学会奨励賞選考規程の改正について

佐藤学会奨励賞委員長より、配布資料に基づき、学会奨励賞選考規程の改正案が提示されるとともに、その趣旨・内容についての説明がなされた。出席理事間において、主に、受賞対象の単著論文を 1 本と明記することの可否／雑誌等には公表されていないが機関レポジトリ等で公表された論文の取り扱い、に関する意見交換がなされ、結果、理事諸氏の意見を踏まえ文言等の修正を施した改正案を、次回理事・監事会にて正式に提案、審議することとされた。

4. 若手研究者国際学会派遣フェローシップ規程の改正について

太田国際委員長より、若手研究者国際学会派遣フェローシップ規程の改正が、配布資料に基づき提案され、福井国際委員より趣旨説明がなされた。質疑応答を経て、フェローシップ助成対象者による報告義務(努力義務)について、報告の年度は明定せず、かつ報告の場は学術大会に限定しない方向で文言修正することとされ、全体として承認された。

なお、審議の過程で、本規程の応募義務に基づく個別報告は、学術大会運営要領規程中の「同一学術大会で応募できる報告等の数の制限」にかかる報告回数の 1 回としてカウントしない旨の確認がなされ、この点については、学術大会運営委員会の方で、学術大会運営要領の改正をあらためて検討することとされた。

5. ロゴマーク使用規程の策定について

ロゴマーク使用規程の策定につき、阿部理事長より趣旨説明がなされ、続いて、高橋事務局長より、ロゴマーク使用規程案および使用申請書案についての説明が配布資料に基づきなされた。質疑応答を経て、全体として異議なく承認された。なお、ロゴマーク使用の承認に関する出席理事からの指摘を得て、学会から発行する使用承諾書の要否については、あらためて事務局内で検討することとされた。

6. プライバシーポリシーの策定について

プライバシーポリシーの策定につき、阿部理事長より趣旨説明がなされた後、高橋事務局長より、プライバシーポリシーの原案が示され、その要点が配布資料に基づき説明された。意見交換を経て、出席理事諸氏のコメントを反映させ、学会活動の広報を目的とする個人情報利用の可否等につき更に検討を行った案を、次回理事・監事会にて正式に提案、審議することとされた。

7. 学会の当面の課題について

事務局・各常置委員会から、標記の課題の検討状況についてそれぞれ報告がなされ、理事・監事会で共有がはから

れた。結果、①事務局は、組織の拡充(特に、若手会員の確保と育成)／学会企画の充実、を課題事項とする方針であること、方策として、海外の若手会員が恒常的に学会に関与しうる仕組みの整備／他学会との連携企画／学会独自のイベントを基軸としたシンポジウムの開催／主題別研究部会の発足等につき検討中であること、②学術大会運営委員会は、学術大会にかかる参加者の拡充を最重要課題とする方針であること、③機関誌編集委員会は、機関誌の拡充を課題事項とし、予算・事務局提案の企画を見据えながら、次回理事・監事会にて具体案を示す予定であること、④広報委員会は、学会ウェブサイトにおける英文ページの整備／ウェブサイトの管理体制の明確化／ウェブサイト以外の広報方法、を課題事項とする方針であること、⑤国際委員会は、国際学会派遣フェローシップの助成対象者による・若手 WS における予行演習の機能化／助成対象者のアブストラクト・論文等の学会ウェブサイトにおける公開／国際発表ガイドブックの策定／海外の関連学会と提携した、call for papers の組織的収集／海外の関連学会との連携活動の深化、を課題事項とする方針であること、⑥若手 WS は、学会奨励賞受賞者によるスピーチのミニシンポジウム化および若手ランチの実現を最重要課題事項とし、その他、若手会員の研究の進展・交流に向けて、若手幹事と適宜、議論を進める方針であること、が確認された。

8. 新入会員の承認について

以下の 2 名の入会が承認された。

- ・河村浩城(フランクフルト大学)
- ・三俣学(兵庫県立大学)

9. 次回理事・監事会日程について

阿部理事長より、次回理事・監事会は、2017 年 10 月 22 日(日)に、東京大学社会科学研究所において行うことが確認された。

10. その他

後藤理事に代わり高橋事務局長より、「人文・社会科学系協会における男女共同参画推進連絡会への参加」につき日本学術会議より要請をうけたことが、配布資料に基づき紹介され、次回理事・監事会で正式に提案、審議することとされた。

II. 報告事項

1. 事務局からの報告

(1) 会員数および会費の納入状況について

高橋事務局長より、配布資料に基づき、会員数・会費納入状況についての報告がなされた。

(2) 事務局および事務委託の引継ぎについて

高橋事務局長より、①事務局および事務委託の引継ぎが完了したこと、②事務委託の引継ぎに伴い会費請求を 7 月に実施したこと、③次回以降の会費請求(督促)については、10 月・1 月に実施する予定であること、④今期より、国外住所を会費請求地とする会員のクレジットカードで

の会費支払いが可能になったこと、の報告がなされた。阿部理事長より、次期への事務局引継ぎに際しては、本学会の法人化の可能性も含め、財務管理（口座開設）が要検討事項になる旨の補足説明がなされた。

(3) 学会ウェブサイトのリニューアル、会員情報の確認・修正の開始について

高橋事務局長より、学会ウェブサイトのリニューアルが完了したこと、それに伴い、会員情報の確認・修正がウェブ上で開始されたこと、が報告された。あわせて、PWのリカバリーに際しては生年月日の入力が必要である旨の注意喚起がなされた。

(4) その他

①高橋事務局長より、在外会員の入会申込に関して、従来通り、推薦者については自署・捺印を求めることの確認がなされた。

②高橋事務局長より、今期の女性ランチョンに関して、体制面・予算面で従来通りの運用を行うことが確認された。

③高橋事務局長より、前期第13回理事・監事会議事録に、開催日にかかる記載の誤りがあり、今期事務局において更正決定する旨の方針が示され、異議なく了承された。

④高橋事務局長より、機関誌掲載論稿の大学等レポジット掲載の申出につき、有斐閣の許諾を経て、学会として許諾の返答をしたことが報告された。関連して、機関誌掲載論稿の「印刷媒体」への転載と「電子媒体」への転載の許可時期に異同がある旨の確認がなされた。

⑤高橋事務局長より、公共団体より会員の公職への就任にかかる推薦依頼があったこととその際の対応・経過につき報告がなされた。今後、同種の依頼には学会として同様の対応を採る旨の指針が示され、異議なく了承された。

⑥高橋事務局長より、2017年6月に訃報周知事例が発生し、本学会のガイドラインに従い対応したこと、が報告された。

2. 常置委員会からの報告

- (1) 学術大会運営委員会
特になし。
- (2) 機関誌編集委員会
特になし。
- (3) 広報委員会
特になし。
- (4) 国際委員会
特になし。
- (5) 学会奨励賞選考委員会
特になし。
- (6) ハラスメント防止委員会
特になし。

3. 2017年法社会学国際会議の開催について

太田国際委員長より、2017年6月に開催された法社会学国際会議メキシコ大会の概要ならびに同大会派遣フェローシップ受給者の参加状況・報告提出状況について、配布資料に基づき説明がなされた。

4. 研究支部活動報告

福井理事（関西研究支部）、太田理事（関東研究支部）、江口理事に代わり入江理事（九州研究支部）より、各研究支部の活動状況および今後の予定について報告がなされた。

5. 日本学術会議関係

佐藤理事が、次期（24期）も引き続き日本学術会議会員であることに鑑み、当面の間、日本学術会議関連の事項を担当すること、の確認がなされた。

研究支部の動向

関西研究支部

関西研究支部代表 福井康太

関西研究支部では、2017年7月16日（日）13時から、大阪大学豊中キャンパス法学研究科大会議室（法経研究棟4F）にて、2017年-2020年 第1回研究会（例会）を開催した。例会では、2名の会員による個別報告と質疑応答が行われた。第1報告は、李 榮賢（イ ヨンヒョン）「インストラクションによるスポーツ美の共有について」、第2報告は李 英（リ エイ）「対話型調停の開始部における行為連鎖—「知」の操作過程に着目して—」。次回研究会の開催日程は調整中である。

関東研究支部

関東研究支部代表 太田勝造

関東研究支部では、前号の学会報以降、以下の研究会を開催しました。

《第66回研究会》

日時：2017年6月10日（土）15時～17時30分

場所：早稲田大学早稲田キャンパス 27号館306教室

報告者：張 哲 氏（東京大学）

テーマ：「東アジアにおける国民司法参加制度の比較法社会学研究——司法の正統化を視座として」

今回の研究会は、9月9日（土）15時より、早稲田大学（27号館2階202教室）で開催される予定です。報告者は吾妻聡氏（テーマ：「批判法学の課題——法と経済制度学派の祖としてのリアリズム法学への回帰」）と山口純氏（テーマ：「高齢者への法的支援アプローチに関する経験的研究——司法アクセスの観点から」）です。また、同日14時より関東研究支部会員総会が開催される予定ですので、ご出席賜れば幸甚です。

法社会学国際会議メキシコ大会参加報告

法社会学国際会議メキシコ大会派遣フェローシップを受給した会員のうち、楠本敏之会員、久米一世会員、齋藤宙治会員、竹部晴美会員から参加報告が寄せられましたので、以下に掲載します。同大会の様相については2018年2月発行の『法社会学』第84号掲載「世界の学界動向」欄もご覧ください（事務局）。

若手フェローシップの受給により、法社会学国際会議メキシコ大会に参加し、研究報告を行うことができた。私にとっては初めての国際学会での研究報告であることもあり、現時点での最大の関心事である、日本における非正規雇用問題と社会保障法制度の関係、特に社会保険の被保険者資格の排除的性格について報告した。英語の拙さもあった、日本型雇用システムにおける非正規労働者の必ずしも労働条件に還元できない排除状態の態様について、十分に伝えることができたかといえは疑問であるが、労働・社会保障問題に関心を持つ諸外国の研究者に対し、日本における問題の所在を示すことができ、かつ、このようなテーマについて外国の人々が持つ見解や疑問の典型を改めて確認できたことは、今後の研究を進める上で有意義であったといえるだろう。

また、多くの労働・社会保障法関係の報告を聴講することを通じ、労働・社会保障を専門とする諸外国の法社会学研究者達と交流できたことも、自分で研究報告を行ったこと以上に意義深かった。実際、これまで参加したどの学会と比較しても、労働・社会保障法に関連する現実を的確に把握した実証的な研究報告が、質量ともに充実していた。とりわけ、弁護士の労働問題について、どうあるべきかをめぐる理念的・観念的な問題に終始するのではなく、弁護士事務所における階層化された正規・非正規労働問題の存在を実証的に的確に提示してみせた研究報告からは、日本における弁護士の現実的労働問題に関心を持つ者として、これまでにない大きな刺激を受けた。

とにもかくにも、初めての国際学会での研究報告・参加を通じ、様々な出会いがあった。そのような出会いにより生まれた創造的萌芽を育み、今後の研究成果につなげていけたらと思う。
(楠本敏之(東京大学))

2017年6月20日から23日にかけてメキシコシティで法社会学国際会議メキシコ大会が開催された。筆者は日本法社会学会の若手フェローシップによる支援を受け、大会最終日である23日午後には機会を得て、東アジア法研究を対象とするセッション(“Changing” Legal Landscapes in East Asia - Development, Challenges and Prospects)において報告を行った。また、大会前の5月26日には日本法社会学会若手ワークショップが早稲田大学において開催され、若手フェローシップ受給者に予備報告を行う機会が与えられた。筆者の報告テーマは日本における近年の農業法政策についてであったが(A Study on the Recent Reforms of

Farmland Re-Distribution Scheme in Japan)、英語での報告経験がなかったため、この予備報告の際に頂いたコメントが報告内容のブラッシュアップに非常に有益であった。大会当日、筆者が参加したセッションには自身を含めて5人の報告者がいた。報告時間は当初漠然と20分と聞き及んでいたが蓋を開けてみれば15分ということで、原稿をどう削って5分短縮させるか、報告前夜に非常に悩んだ。当日の報告に関しては、質疑応答の時間が限られている中、2~3の質問を受けることができた。しかしながら、不慣れなこともあり十分にそれらに答えることができたかは疑わしく、今後の課題としたい点である。また議長であるKey-Wah Chan教授(Macquarie University, Australia)からは丁寧なコメントをいただき、大変勉強になった。

今回の法社会学国際会議メキシコ大会への参加は、一旦に日本法社会学会の若手フェローシップによるご支援と、国際委員会の先生方の温かいご指導によって実現したものです。末筆ながら、心より深く感謝申し上げます。

(久米一世(中部大学))

私は、アジアの国際大会(EALS, ALSA)には参加したことがあったが、世界規模の大会に参加するのは初めてであり、「どんな大会なんだろう」と数ヶ月前からワクワクして心待ちにしていた。

私自身の報告は、紛争行動(CRN 10)のセッションにおいて、離婚弁護士の質問票調査を報告した。ところで、このセッションには、当初4人の報告者がいる予定だった。しかし、ふと大会1ヶ月前にプログラムを再確認してみると、いつの間にか報告者が2人に減っているではないか!?これは衝撃的であった(LSAの大会は報告キャンセル者が例年多いということを知った)。「もう1人もキャンセルして自分1人になってしまわないか」と当日まで不安で眠れない日々(?)を過ごした。結果的には、105分間のセッションを2人で使ったことで、質疑応答の時間を長く確保でき、約10名の参加者から多くの有益なコメントをいただいた。なお、セッション(初日の早朝8時から!)に来て盛り上げてくださった入江秀晃会員、太田勝造会員、棚澤能生会員、高橋裕会員、福井康太会員に改めて感謝申し上げたい。

大会は巨大なお祭り騒ぎのような一面があり、各種の懇親会等で国内外の研究者と新たに交流することができた。国際大会でなければ得がたい経験であり、とても有意義であった。他方で、学術的な側面は若干物足りない印象も持った。膨大な数のセッションがあるわりには、学術的に惹かれるセッション・報告はそれほど多くなかった気もする。量と質はトレードオフの関係にあるのかもしれない。やはり、国際大会にはそれぞれの特徴があるのだろうと感じた。今後も色々な大会に参加して行きたい。

最後に、フェローシップによって参加の機会を与えてくださった前国際委員会の皆様(特に棚澤委員長、飯考行会員)及び本学会会員の皆様に心より感謝申し上げます。

(齋藤宙治(東京大学))

2017年6月20日から23日まで、法社会学会若手フェロ

ーシップを利用して法社会学国際会議メキシコ大会に参加し、日本の民事訴訟法 224 条の真実擬制についてアスベスト事件を題材に報告した。私は 22 日の 12 時 45 分からの、民事と刑事事件の「証拠開示」に関する報告セッションに割り当てられ、4 人中 2 番目の報告者であった。当セッションでは、コーディネーターの丸田隆教授から各 20 分の報告時間が与えられ、全員がパワーポイントを用いての報告をおこなった後、チェアの Valerie Hans 教授による評論とコメンテーターの Richard Lempert 教授からのコメントが読み上げられ、さらに質疑応答に応じるという形式であった。

私自身の報告については、プレゼンの最中に失敗を恐れて聴衆と積極的なアイコンタクトをとらなかったことが反省点である。もっとも、私以外の報告は裁判員制度との関連が強く、聴衆の多くは裁判員制度に興味を持って参加していたように思う。そのなかで民事事件に関する私の報告に聴衆を惹きつけるのは容易でなかったという事情もあったが、今後は適切に対応できるようにしていきたい。

私が初めてこの国際会議に参加したのは、まだ大学院生であった 2008 年のモントリオール大会である。以来何度かこの国際会議で報告の機会を頂いており、どの大会でも諸先生方からプレゼンの仕方や内容の改善点についての意見を頂戴し、それが私の研究のモチベーションにつながっている。またコーネル大学ロースクールに留学していた際にお世話になった Valerie Hans 教授に出会ったのもこの国際会議だった。この国際会議に参加する意義を一言では言い尽くせないが、あえて挙げるとすれば「研究を通じた人とのつながり」を得られることではないかと思う。

(竹部晴美(京都府立大学))

日本学術会議報告

第 23 期会員 佐藤岩夫

前号 (106 号) の学会報以降の日本学術会議の主な活動をご報告します。

1. 声明『軍事的安全保障研究に関する声明』および報告『軍事的安全保障研究について』の公表

日本学術会議の声明『軍事的安全保障研究に関する声明』が今年 3 月 24 日に正式決定され公表されたことは前号の学会報でお伝えしましたが、これに続いて、同声明と一体を成す文書である安全保障と学術に関する検討委員会の報告『軍事的安全保障研究について』も、4 月 13 日付で正式に決定され公表されました。この 2 つの文書は、軍事的安全保障研究が学問の自由および学術の健全な発展と緊張関係にあることを確認し、軍事研究の禁止を宣言した日本学術会議の過去の声明 (1950 年・67 年) を継承するとともに、軍事的安全保障研究と見なされる可能性のある研究について各大学が研究の適切性を技術的・倫理的に審査する制度を設けるべきであることや、学協会等においてそれぞれの学術分野の性格に応じてガイドライン等を

設定すべきことなど、種々の重要な提言を行っています。『声明』および『報告』の全文は日本学術会議のウェブサイト (下記) に掲載されていますので、是非ご一読下さい。

<http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/anzenhosyo/anzenhosyo.html>

2. 「人文・社会科学系学協会における男女共同参画推進連絡会」の発足について

日本学術会議第 1 部総合ジェンダー分科会が中心となり、今年 5 月に「人文・社会科学系学協会における男女共同参画推進連絡会」が発足しました。同連絡会は、人文・社会科学系の学協会が幅広く連携し、教育・研究環境におけるジェンダー平等を推進することを通じて、それぞれの専門領域および学術全体の発展に寄与することを目的としています。同連絡会は、今後人文・社会科学系の各学協会に参加を呼びかける予定であり、本学会にもその呼びかけがあると思いますので、是非ご理解とご協力をお願いします。

3. 第 23 期の終了と第 24 期の発足 (2017 年 10 月) について

日本学術会議は 1 期 3 年のサイクルで活動を行っています。現在の第 23 期は今年 9 月末で終了し、10 月からは新しい第 24 期が開始します。第 24 期の活動にも引き続き皆さまのご理解とご協力をお願いします。

事務局からのお知らせとお願い

1. 事務局の移転

本年 5 月の学術大会が終了した後に、事務局が移転しました。新しい事務局の連絡先は以下の通りです。

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1
神戸大学大学院法学研究科 高橋研究室内
電子メール: jasl@port.kobe-u.ac.jp

2. 事務委託先の変更

先に学会報、郵送での通知および会員宛電子メールによってご案内しましたとおり、本年 4 月から、学会事務の委託先が一般社団法人学会支援機構へと変更になりました。

これに伴い、ご自身の会費納入状況を知りたい場合の問い合わせ、学会からの送付物についての問い合わせ、住所・所属等の会員登録情報に変更が生じた場合の連絡については、以下の事務委託先に行っていただくこととなります。

お問い合わせ先:

一般社団法人 学会支援機構
(日本法社会学会 会員管理担当)

〒112-0012 東京都文京区大塚 5-3-13
ユニゾ小石川アーバンビル 4F
ファクス: 03-5981-6011

電子メール：member@asas-mail.jp

なお、会員登録情報の変更方法については、後出3もご覧ください。

3. ウェブサイトのリニューアルおよびウェブ上での会員登録情報管理システムの稼働

7月より、日本法社会学会のウェブサイト (<http://jasl.info/>) から会員登録情報(所属機関・住所・電子メールアドレス等)の確認・変更を行なうことが可能となりました。また、ウェブサイトがリニューアルしています。会員専用ページでは学会報が創刊号(1978年11月刊行)から最新号まで全て閲覧できるようになるなど、コンテンツの充実も図られています。ぜひ、ご覧ください。

会員登録情報の変更にあたっては、会員番号とログイン・パスワードが必要となります。会員番号は会費振込用紙に、初期ログイン・パスワードは7月中旬に郵送した通知に記載されています。今後、会員番号が分からなくなった場合には、学会支援機構に電子メール(member@asas-mail.jp)か電話(03-5981-6011)かでお問い合わせください。ログイン・パスワードについては、セキュリティ保護の観点から、今後は、個々の会員に対して学会支援機構から電子メール・電話等を通じてお教えすることはできません。パスワードが分からなくなった場合には、学会ウェブサイト中の「会員登録情報管理画面(学会支援機構)」のページ上にある「パスワード問い合わせ」をクリックして、リマインダー機能を利用してご確認ください。

なお、リマインダー機能の使用にあたっては、生年月日の情報が事前に登録されていることが必要です。そこで、会員登録情報の確認を行なう際には、生年月日に関する情報の登録をなさってください。

また、会員登録情報の入力の際には性別に関する情報も登録することが可能ですが、学会支援機構のシステムの仕様上、いったん「男性」ないし「女性」を選択すると、以後、(修正は可能ですが)無選択の状態に戻すことはできません。そこで、性別の登録を望まないかた、また、「男性」/「女性」という選択肢からの選択を望まないかたは、性別に関する情報の登録をスキップなさってください。

4. 来年度の学術大会の日程と場所

2018年度の学術大会は、2018年5月25日(金)から27日(日)の日程で、鹿児島大学で開催します。開催校担当理事は米田憲市理事です。ご予約下さい。

5. 決算報告および予算書の学会ウェブサイトへの掲載

5月の学術大会の際に開催された会員総会で配付し、承認された2016年度決算および2017年度予算を学会ウェブサイトの会員専用ページに掲載しています(会員専用ページへのアクセス方法については後出9をご参照ください)。種々の事情で学術大会・会員総会に出席できない会員も少なくありませんので、2004年以降、学会運営の透明性を高める趣旨から、あらためて会員全員のご高覧に供することとしているものです。学会の財政状況を示す資料としてご活用ください。

6. 会費納入のお願い

今年度の最初の会費請求は、事務委託先の変更などに伴い、例年とは時期を違えて7月に行ないました。本年度分あるいは昨年度以前分の会費が未納となっているかたにおかれましては、早急に納入していただきますようお願いいたします。

なお、事務委託に伴う振替口座の変更はありません。また、振替口座は当座預金口座を兼ねていますので、銀行振込もご利用いただけます。

会費納入先

1. 郵便振替の場合

振替口座: 00140-2-74710

加入者名: 日本法社会学会

2. 銀行振込の場合

銀行: ゆうちょ銀行(金融機関コード: 9900)

支店名: 〇一九店(店番: 019)

預金種目: 当座

口座番号: 0074710

会費は以下の通りです。

一般 A 会費会員 10,000 円

一般 B 会費会員 7,000 円

学生会員 5,000 円

7. 会費払込手数料の負担者の変更について

事務委託先の変更に伴い、今年度より会費払込手数料の負担を会員の皆様をお願いすることになりました。また、この点にかかわり、事務手続上の不手際が生じるとともに、会員の皆様にはご心配をおかけすることとなりました。詳細につき本学会報 2-3 頁の参照をお願い申し上げますとともに、重ねてお詫び申し上げます。

8. 所属・住所等の変更にかかる登録・ご連絡のお願い

上出3でご説明しましたとおり、7月より、会員各自において、学会ウェブサイト上で会員登録情報の変更ができるようになりました。ご所属やご住所等に変更が生じた場合には、必ず登録情報の変更をさせていただきますよう、お願いいたします(上出2で記しましたとおり、学会支援機構にご連絡いただくことによっても、会員情報の変更は可能です)。

9. 学会報バックナンバーのウェブサイトでの公開

学会報のバックナンバーは、学会のウェブサイトの会員専用ページで公開されています。ウェブサイトのリニューアルに伴い、創刊号から最新号まで全ての号が閲覧できるようになりました。学会ホームページ上方の「会員向け情報」にマウス等のポインタを合わせると「学会報」のタブが表われますので、クリックしてください。ID とパスワードの入力画面になります。そこで ID とパスワードを入力すると学会報一覧のページに移動することができます。ID は jaslml, パスワードは soclaw21 です(パスワード末尾

のアラビア数字 1 以外の“l”はアルファベット L の小文字です).

10. 学会報への投稿募集

本学会報への会員の皆さんからの投稿を募集します。学会運営に関する意見、法社会学に関する研究や教育の試み、文献や研究会の案内、外国との交流に関する情報等がございましたら、事務局までお送り下さい。分量は 400 字から 1,200 字まででお願いします。学会報は、1 月 1 日、4 月 1 日、9 月 1 日の年 3 回発行します。原稿は、掲載を希望する学会報の発行日の 1 か月前までにお送り下さい。なお、お送りいただいた原稿を掲載するかどうかは、事務局で判断させていただきます。ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承下さい。

発行：日本法社会学会

〒657-8501 神戸市灘区六甲台町 2-1
神戸大学大学院法学研究科 高橋研究室内
e-mail: jasl@port.kobe-u.ac.jp
